

## ● ● ● ● ● 注意事項 ● ● ● ● ●

- (注1) **相手方の財産の調査** ご自身で相手方の財産を調査し、何を差押えの対象とするかを決めてください(対象とする財産により申立先、収入印紙や切手の額、別途の手續費用予納の有無などが異なります。)。なお、分かっている財産に対する強制執行を実施しても、全額の支払を受けられないときなど一定の条件を満たせば、財産開示手續(相手方に財産の有無、所在等を申告させる手續)の申立てをすることができます(詳細については、申立先の地方裁判所にお問い合わせください。)
- (注2) **必要な書類などの準備** 判決などをした裁判所で、執行文の付与と送達証明書の交付を受けてください(少額訴訟判決・仮執行宣言付き支払督促などには執行文は不要です。)
- (注3) **債権差押命令の申立て** 申立書はご自身で作成してください。必要な収入印紙や切手の額、その他の添付書類については、申立先の地方裁判所にお問い合わせください。同時に「陳述催告の申立て」をすれば、差押えの対象となる債権の存否などについて、相手方の勤務先や相手方が預金を有する銀行など(第三債務者)から回答を得ることができます。
- (注4) **差押え** 給料差押えの場合、原則として相手方の給料の4分の1(扶養義務などに係る定期的に支払われる金銭を請求する場合には2分の1)を差し押さえることができます。ただし、相手方が既に退職している場合などには、差押えができないことがあります。
- (注5) **取立て** 相手方(債務者)に債権差押命令が送達された日から1週間を経過したときは、申立人(債権者)は相手方の勤務先など(第三債務者)から直接支払を受けることができます。これに応じないときは、申立人は相手方の勤務先などに対し、差し押さえた債権の支払を求める裁判を起こすこととなります。なお、他の債権者が重ねて差押えをした場合には、裁判所が配当手續を行うまで支払を受けることはできません。

お問い合わせ先

※この用紙は再生紙を使用しています。

## 強制執行の申立てを される方のために

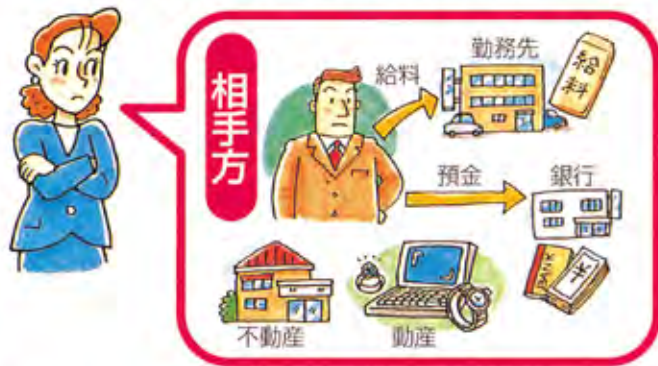
勝訴判決などを得たのに相手が支払わない場合、現実に債権を回収するための裁判所の手續として「強制執行」があります。



最高裁判所

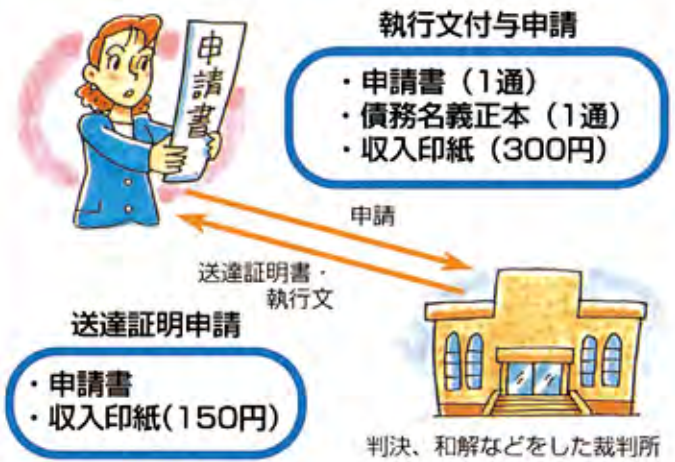
## 申立ての準備

① 相手方の財産の調査 (注1)  
何を差し押えの対象としようかしら…



② 必要な書類などの準備 (注2)

1. 債務名義 (判決、和解調書、調停調書などのことです。)の正本
2. 送達証明書 (相手方が債務名義を受け取ったという証明書のことです。)
3. 執行文 (強制執行ができるという証明のことです。ただし、少額訴訟判決や仮執行宣言付き支払督促などには不要です。)



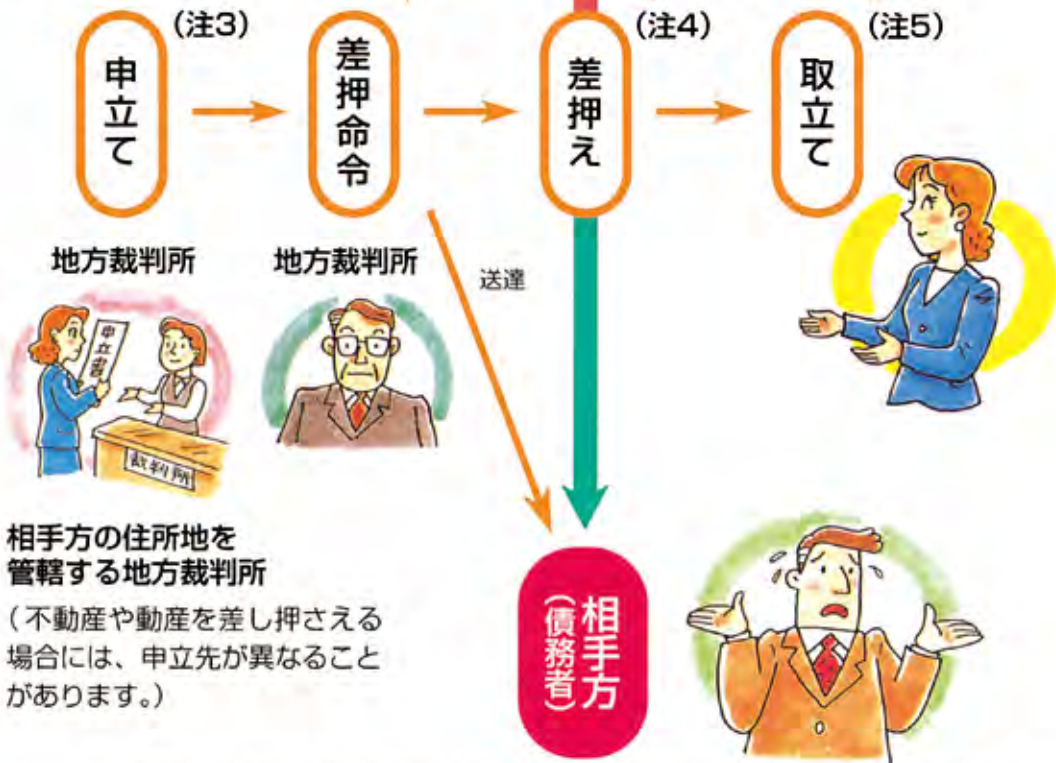
## 手続

例：給料を差し押さえる場合

債権差押命令の申立書の提出

- ・執行文付き債務名義の正本 (1通)
- ・送達証明書 (1通)
- ・収入印紙 (相手方が1人の場合、債務名義1つにつき4,000円)
- ・切手、その他の添付書類

(不動産や動産を差し押さえる場合には、別途手続費用を予納する必要があります。)



※ 簡易裁判所の少額訴訟手続で債務名義 (少額訴訟判決など) を得たときに限り、地方裁判所以外に、その簡易裁判所においても、金銭債権 (給料・預金など) に対する強制執行 (少額訴訟債権執行) を申し立てることができます。少額訴訟債権執行の基本的な手続の流れは、上記の例と同様です。